

平成31年3月18日

平成31年度入校予定者の皆様へ

千葉職業能力開発短期大学校
校長 松中 孝二

東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨により被災された学生等に対する入校料及び授業料等の免除について

東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨により被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

千葉職業能力開発短期大学校では、これらの災害により、学ぶ意欲と能力のある学生等が修学を断念することがないように、被災世帯の学生に対して、下記のとおり入校料及び平成31年度の授業料等の免除を行います。

記

1 免除の内容

- (1) 平成31年度に入校する学生の入校料の免除
- (2) 平成31年度の授業料の免除
- (3) 平成31年度の寄宿舎使用料の免除

2 免除の対象者

東日本大震災については平成23年3月11日時点において、平成28年熊本地震については平成28年4月14日時点において、又、平成30年7月豪雨については当該豪雨災害に係る各地域における災害救助法適用日において、災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住していた学生等又は被災地域内の独立生計者であった学生等であって、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 家屋等の全壊、大規模半壊、半壊、流失の罹災証明が得られる方
(※一部損壊は除きます。)
- (2) 主たる学資負担者が震災等により死亡又は行方不明の方
- (3) 居住地が福島第一原発事故による避難区域に指定された方（東日本大震災のみ）

3 申請方法

郵送又は持参にて申請願います。

申請後、審査の上、入校料及び授業料等の免除を決定いたします。

(1) 申請先

千葉職業能力開発短期大学校 学務援助課
〒260-0025
千葉県千葉市中央区問屋町2番25号

電話 043-242-4193

(2) 申請書類

- ①「免除申請書」
- ②「罹災証明書等の写」(上記2の(1)に該当する方)
- ③「死亡又は行方不明を証明する書類の写」(上記2の(2)に該当する方)
- ④「被災証明書の写」(上記2の(3)に該当する方)

(3) 申請期限

平成31年3月29日(金)【厳守】

(お問い合わせ先)

千葉職業能力開発短期大学校 学務援助課

電話 043-242-4193